

## 三重県太陽光発電設備等共同購入事業 企画提案コンペ参加仕様書

### 1 事業の目的

本事業は、太陽光発電設備及び蓄電池（以下、「太陽光発電設備等」という。）の導入に要する価格を低減することで、家庭や事業所における太陽光発電設備等の導入を促進し、温室効果ガスの排出を削減することを目的とします。

### 2 事業内容

(1) 事業名	三重県太陽光発電設備等共同購入事業
(2) 事業期間	事業の有効期間は、協定締結の日から令和 11 年 3 月 31 日までとします。ただし、期間満了の 1 か月前までに県及び企画提案者のいずれかから書面により協定終了の申し出が無い場合は、1 年間協定を延長するものとし、以降も同様とします。ただし、協定の延長期間は最長で 2 年間とします。
(3) 事業内容	別添「三重県太陽光発電設備等共同購入事業 仕様書」のとおり
(4) 事業の実施場所	三重県内全域
(5) 事業実施の費用	事業を実施するために必要となる経費は、支援事業者が太陽光発電設備等の施工事業者から得る手数料や自己資金等を充てることとし、県の負担はないものとします。

### 3 参加条件

#### (1) 参加者資格

- ・当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

#### (2) 最優秀提案者資格

- ・三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- ・三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ・三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

### 4 参加資格確認申請

三重県は、本参加仕様書に基づき提出された企画提案資料を、「三重県太陽光発電設備等共同購入事業支援事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）が、次に示す選定基準に基づき審査の上、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と協定を締結します。

本企画提案コンペに参加を希望する者は、三重県に対し、この企画提案コンペへの参加資格

確認申請を行ってください。

(1) 提出期限

令和8年1月21日（水）17時まで（必着）

(2) 提出方法

持参、郵便又は民間事業者による信書便により提出してください。

なお、郵便又は信書便により提出する場合は、提出期限までに電話にて担当所属に受理の確認をしてください。また、持参により提出する場合は、事前に電話にて担当所属に持参する日時の連絡を行ってください。

(3) 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県環境生活部環境共生局地球温暖化対策課

(4) 提出書類

- ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）
- イ 役員等に関する事項（第2号様式）
- ウ 企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合は、委任状（第3号様式）
- エ その他、上記アに記載の添付書類一式

## 5 質問の受付及び回答

本事業又は企画提案コンペに関し質問がある場合は、以下により質問をしてください。

(1) 質問の受付期限

令和8年1月28日（水）17時まで（必着）

(2) 質問の方法

質問は文書（任意様式）により、担当課あて電子メールまたはFAXで提出のうえ、電話にて着信の確認を必ず行ってください。また、題名の最初に「【質問】三重県太陽光発電設備等共同購入事業」と明記してください。

なお、質問文書には事業者名のほか、回答を受ける担当窓口の課名、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを明記してください。

(3) 質問の提出先

三重県環境生活部環境共生局地球温暖化対策課地球温暖化対策班（担当：服部）  
TEL：059-224-2368 FAX：059-229-1016 E-mail：earth@pref.mie.lg.jp

(4) 質問の内容

原則として、当該事業にかかる条件や応募手続きに限るものとし、他の事業者からの提案書の提出状況等に関する内容等は受け付けることができません。

(5) 質問に対する回答

質問に対する回答については、令和8年1月30日（金）までに、原則県ホームページに回答を掲載します。

なお、質問がなかった場合は掲載しません。

## 6 参加資格確認結果の通知

三重県は、上記4の確認結果を、令和8年2月6日（金）までに、申請者に対し電子メール等により通知します。

## 7 企画提案書等の提出

上記6により、参加資格があることの確認を受けた者は、以下により企画提案資料を提出してください。

### （1）提出期間

令和8年2月12日（木）17時まで（必着）

### （2）提出方法

上記4（2）と同じ。

### （3）提出先

上記4（3）と同じ。

### （4）提出資料及び部数

ア 企画提案書（原則A4判、任意様式、概ね20ページ以内）8部（正本1部、副本7部）企画提案書は、別添「三重県太陽光発電設備等共同購入事業 仕様書」に基づき提案を行うとともに、次の①から⑫までに関する企画・提案が含まれるように作成してください（④は、実績がある場合に限り、⑫は必須項目ではない）。

#### ①事業実施にあたっての基本的な考え方

- ・仕様書の内容をふまえ、事業の実施にあたっての基本的な考え方

#### ②提案者の概要

- ・提案者の組織概要（パンフレット等の添付でも可）

#### ③事業の実施体制

- ・本事業を実施するにあたっての具体的な実施体制（統括責任者、施工管理責任者、コールセンター業務責任者及び各担当者等の人員体制と、それぞれの経験・資格・能力及び業務内容について具体的に記載すること。）

#### ④類似事業の実績

- ・提案者が過去に実施した、太陽光発電設備等の共同購入事業又は類似の共同購入事業※の実績がある場合は記載すること。また、本事業を実施するうえで重要となるポイントや実績をふまえた優位性等があれば、具体的に記載すること。

※類似の共同購入事業とは、太陽光発電設備等に限らず物品・サービス等の購入を希望する者を募集し、その数を取りまとめたうえで、物品・サービス等を提供する事業者を選定し、購入を希望する者と提供する事業者とのマッチングをサポートする一連の事業をいう。

#### ⑤事業実施スケジュール

- ・本事業の開始から完了までの事業実施スケジュールを具体的に記載すること。

#### ⑥広報等

- ・県が行う広報等とは別に、提案者が行う効果的な広報等について、使用する媒体、実施方法、実施頻度など、具体的な提案を行うこと。

#### ⑦太陽光発電設備等の施工事業者の選定方法

- ・太陽光発電設備等を安全かつ確実に設置できる施工事業者の選定について、必要な基準（入札資格、選定基準等）の内容や公募から選定までの一連の流れ等、具体的な選定方法を提案すること。

#### ⑧施工管理

- ・太陽光発電設備等の設置、稼働に関する安全性等を担保するため、施工事業者の施工に対する管理の方法、確認等の頻度など、具体的な提案を行うこと。

#### ⑨問合せ対応

- ・本事業に対する問合せや苦情等に対応するためのコールセンターの設置について、問合せ方法（電話、インターネット、メール等）、稼働時間、設置期間等、具体的な提案を行うこと。
- ⑩リスク管理
- ・本事業を実施するに当たって想定されるリスクやその予防策、対応策について、具体的な提案を行うこと。
- ⑪収支見込等
- ・本事業に関する収支見込、手数料率及び手数料率算定の基礎となる資料を提出すること。
- ⑫追加提案等
- ・共同購入事業を行うにあたって、jクレジット事業や対象製品（太陽光発電設備に付帯する設備に限る）の拡大など新たな追加提案があれば、記載すること。
- イ 共同事業体協定書兼委任状（第4号様式）8部（正本1部、副本7部）  
※共同事業体等、複数社から成る組織による申請の場合に提出が必要です。また、上記様式とともに事業体の組織規定や会則、契約書等の写しを添付してください。

## 8 プрезентーションの実施

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。プレゼンテーションの実施日時、場所等については、令和8年2月13日（金）までに電子メールまたは電話により連絡します。

日時 令和8年2月16日（月）（予定）

場所 津市内

※パソコンおよびプレゼンテーションソフトの仕様は各社の判断とします。プロジェクト者は三重県において用意します。プレゼンテーションは7（4）で事前にご提出いただく企画提案書等のみを使用し、説明をお願いします。（プロジェクトに投影された資料と提出済の企画提案資料に内容差異や追加記述があった場合は、提出済の企画提案書の内容により審査・選考を行います。）

## 9 最優秀提案者の選定

以下の①から⑪の審査項目により審査を行い、最優秀提案を選定します。ただし、選定委員の平均得点が50点を下回る企画提案者は失格とします。

- ①事業の実施体制（配点：10点）
  - ・本事業を効果的に実施できる体制が構築されているか。
- ②事業所の所在地（配点：5点）
  - ・県内に事業所を有しているか。
- ③事業実績（配点：10点）
  - ・太陽光発電設備等の共同購入支援事業又は類似の共同購入支援事業の実績があるか。
- ④事業実施スケジュール（配点：5点）
  - ・スケジュールが適切であり、具体的に示されているか。
- ⑤企画の具体性（全体）（配点：10点）
  - ・事業の実施内容が具体的であり、その遂行が確実かつ効果的なものであるか。
- ⑥広報等（配点：10点）
  - ・効果的、効率的な広報等の手法や内容となっているか。
- ⑦太陽光発電設備等の施工事業者の選定方法（配点：10点）
  - ・安全かつ確実に太陽光発電設備等を設置できる事業者を選定する方法であるか。
  - ・県内事業者を優先的に選定する方法であるか。

⑧施工管理（配点：10点）

- ・太陽光発電設備等の施工に関して、適切に管理する方法が取られているか。

⑨問合せ対応（配点：10点）

- ・事業全体の問合せ及び苦情等に対応できる体制、運用方法が取られているか。
- ・専門的知見を有する者による研修、マニュアル作成等が計画されているか。

⑩リスク管理（配点：10点）

- ・想定されるリスクへの対応策が講じられているか。

⑪企画の独創性（配点：10点）

- ・追加提案について、事業内容に独自の工夫があるか。

10 選定結果の通知

最優秀提案を選定した後、すべての企画提案者に対して速やかに通知します。

11 最優秀提案者に提出を求める書類

最優秀提案者は、速やかに以下の書類を提出することとします。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し。
- (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し。

12 協定の締結

(1) 最優秀提案者決定後の手続き

選定委員会において最優秀提案者に選考された提案者を協定締結候補とし、業務内容の詳細及び協定条件等について協議し、合意したのちに協定を締結するものとします。なお、協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとします。

(2) 協定期間

協定締結の日から令和11年3月31日（土）まで。なお、工事完了が令和11年3月31日以降となる場合は、協議により協定期間を工事完了まで延長することができるものとします。

13 暴力団等排除措置要綱による協定の解除

三重県は、企画提案者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、協定を解除することができるものとします。

14 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

- (1) 企画提案者が契約の履行にあたって暴排要綱第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 「16 担当所属」に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を

受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。

(2) 協定締結権者は、企画提案者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

## 15 その他

- (1) 事業の全部を第三者に委託することは認めません。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を委託する場合はこの限りではありません。
- (2) 企画提案に要する費用は提案者の負担とします。また、提出された企画提案書等は返却しません。
- (3) 企画提案書等の再提出及び差し替えは認めません。
- (4) 企画提案書その他の提出資料は、本県の内部で使用するものであり、提供者に断りなく第三者への配布は行いません。ただし、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）で定義する公文書となるため、開示請求の対象となります。そのため、企業秘密等に該当し非開示とする必要がある箇所については、その旨を記載してください。ただし、開示請求があつた場合の開示・非開示の判断は、三重県情報公開条例に基づき三重県が判断することとなります。
- (5) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。
- (6) 虚偽の記載を行つたことが発覚した場合は、失格とします。
- (7) 企画提案に使用する言語、通貨、単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限るものとします。

## 16 担当所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県環境生活部環境共生局地球温暖化対策課地球温暖化対策班 (担当：服部)

TEL : 059-224-2368 FAX : 059-229-1016 E-mail : [earth@pref.mie.lg.jp](mailto:earth@pref.mie.lg.jp)